無料相談

■市民総合相談課（市役所駅南庁舎１階）【予約不要】

《くらし110番相談窓口　41番窓口》

内　容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員応対）
と　き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-4894
平日17:15～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280
土日祝日8:30～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00～17:00）に面談相談を行います。

《消費生活センター　42番窓口》

内　容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員応対）
と　き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-3863

下記の予約・問い合わせは ☎ 0857-20-3862まで

■法律相談【電話予約制】

内　容：法律全般（弁護士応対）
と　き：11/8（火）・15（火）・22（火）・29（火）
13:00～15:30（定員各５人ずつ）
ところ：駅南庁舎
予　約：10/25（火）8:30～（先着順、定員になり次第終了）

■公正証書作成（遺言・養育費支払契約など）など相談【電話予約制】

内　容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人応対）
と　き：11/24（木）13:00～16:00（定員５人）
ところ：本庁舎
予　約：11/21（月）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内　容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士応対）
と　き：11/9（水）13:00～16:00（定員５人）
ところ：駅南庁舎
予　約：11/2（水）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内　容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士応対）
と　き：11/17（木）13:00～16:00（定員３人）
ところ：駅南庁舎
予　約：11/10（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。　**※要予約**
と　き：10月19日（水）13:30～16:00
ところ：県庁 会議室（東町一丁目）
問 県消費生活センター（県庁第二庁舎２階東部消費生活相談室）
☎ 0857-26-7605 FAX 0857-26-8144

土地・建物の価格や賃料等に関する相談

不動産鑑定士による無料相談です。　**※当日受付**
と　き：10月14日（金）13:30～16:00
ところ：市役所駅南庁舎
問 駅南庁舎市民総合相談課
☎ 0857-20-3862 FAX 0857-26-3864

行政への困りごと相談（無料）

内　容：国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員応対）
と　き：10/12（水）・18（火）・25（火）・11/4（金）
13:30～15:00、
ところ：10/12＝輝なんせ鳥取、10/18＝さざんか会館、
10/25＝トスク本店インフォメーションルーム、
11/4＝市役所駅南庁舎
※翌月７日までの情報を掲載しています。
問 鳥取行政評価事務所 ☎ 0857-24-5542

特設人権相談

と　き：10月13日（木）13:00～16:00
ところ：さざんか会館（富安二丁目）
内　容：人権問題全般（人権擁護委員応対）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。
問 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289
※法務局においても平日(8:30～17:15)は毎日相談に応じています。
専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

人権・生活相談（無料）

と　き：10月4日（火）・6日（木）・11日（火）・13日（木）・18日（火）・20日（木）・25日（火）・27日（木）
15:00～17:00（定員各２人ずつ）
ところ：人権交流プラザ（幸町151）
内　容：人権に関わること、生活上の悩みなど（カウンセラー応対）
問 中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241 FAX 0857-24-8067
※相談日以外でも平日(9:00～16:00)は人権福祉員が応対しています。

行政書士無料相談（行政書士制度広報月間）

官公署へ提出する書類や相続・遺言、成年後見、帰化・在留申請などの相談（行政書士業務の範囲内で対応）
※当日受付、先着順
電話相談：と　き：10月3日（月）10:00～15:00
専用ダイヤル：☎ 0857-26-1532
無料相談：10月　2日（日）10:00～15:00　気高図書館
10月　8日（土）10:00～15:00　県立図書館小研修室
10月20日（木）10:00～12:00　智頭町総合センター１階相談室
11月　6日（日）10:30～14:30　用瀬図書館おはなしの部屋
問 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

司法書士無料相談会

と　き：10月18日（火）16:00～18:00　**※要予約**
ところ：県立図書館２階　小研修室
内　容：相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など
問 鳥取県司法書士会 ☎ 0857-24-7024

鳥取県弁護士会による無料法律相談

と　き：10月28日（金）10:00～15:00
ところ：鳥取地方・家庭裁判所
定　員：30人程度（当日受付順）
問 鳥取県弁護士会 ☎ 0857-22-3912

合同行政相談（10/17～23は行政相談週間です）

行政や暮らしの困りごとなど、お気軽にご相談ください。
と　き：10月19日（水）13:00～16:00
ところ：とりぎん文化会館（尚徳町）
内　容：道路、登記、労働、国税、年金、法律、相続、成年後見、人権、福祉などに関すること
参加機関：法務局、税務署、労働局、年金事務所、鳥取県、鳥取市、社会福祉協議会、弁護士（予約制）、司法書士、行政書士、行政相談委員、人権擁護委員、行政評価事務所
問 鳥取行政評価事務所行政相談課 ☎ 0857-24-5542

調停なんでも相談会

お金や土地・建物のトラブル、夫婦間の問題や遺産分割などの家庭内のもめごとについて、調停委員が無料で相談に応じます。　**※予約不要**
と　き：10月17日（月）10:00～15:00
ところ：とりぎん文化会館 第５・６会議室
問 鳥取地方・家庭裁判所総務課 ☎ 0857-22-2171

労働関係機関による日曜合同労働相談会（無料）

と　き：10月30日（日）10:00～15:00　**※事前予約優先**
予約締切：10月28日(金)17:15
ところ：県民ふれあい会館（扇町）
内　容：解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、有給休暇、パワーハラスメントなど労働問題全般に関する相談会（弁護士、社労士、県労委委員などが応対）
問 労使ネットとっとり（県労働委員会） ☎ 0120-77-6010

公益財団法人 渡辺美術館
濱田珠鳳（はまだじゅほう）の世界展

と　き　10月1日（土）～31日（月）
※火曜日休館（祝日の場合開館翌日休館）
10:00～17:00（月・水・木・金は15:00まで）
入館料（上記期間中）
一　　般　900円
高 校 生　500円
障がい者　400円
小・中学生　300円
問 渡辺美術館（覚寺55番地）
☎ 0857-24-1152

鳥取市ボランティア・市民活動センターの案内

はじめてみませんか？ボランティア入門講座	
と　き	10月　3日（月）10:30～11:45 10月　8日（土）14:00～15:15 10月13日（木）14:00～15:15
内　容	ボランティアの基礎的知識、募集情報紹介、NPOについてなど
市民活動団体のための助成金相談会	
と　き	10月21日（金）10:00～11:30 10月25日（火）18:30～20:00
内　容	助成金の探し方、申請方法、助成金情報の紹介など ※１団体（個人）の相談時間は45分まで・要予約
NPOなんでも相談会	
と　き	10月4日（火）10:00～11:30
内　容	団体の立ち上げ、組織運営、協働事業、その他NPOに関することなど ※１団体（個人）の相談時間は45分まで・要予約

所 さざんか会館２階（富安二丁目104-2）
市民活動拠点アクティブとっとり会議室
問 鳥取市ボランティア・市民活動センター
☎ 0857-29-2228
HP http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/tvc/

鳥取市雇用創造協議会
市内一般求職者向け人材育成研修

【Java（実践編）コース】

内　容	Javaの仕組み・文法を理解した上で、Java開発環境の構築からプログラミングの基礎までを習得し、簡単なアプリケーションの構築までを学べます。
研修期間	11月8日(火)～30日(水)※15日間(平日のみ)
対　象	一般求職者および市内への転職・起業希望者で、Javaの基礎を理解されている人
ところ	鳥取市文化センター

※１日あたり最大3530円の受講奨励金支給制度があります（一定の条件あり）。
問 鳥取市雇用創造協議会（第二庁舎経済・雇用戦略課内）
☎ 0857-20-1988 または 090-1680-3924
FAX 0857-20-3046

No.043
ガード博士とメープル助手の消費者トラブル講座

問 駅南庁舎鳥取市消費生活センター
☎ 0857-20-3863

医療費の還付金がATMで受け取れる!?

市役所職員を名乗り、「医療費の還付金があるので通知を送ったが手続きされていない。手続き期限は今日までなので急がないと受け取れなくなる。取引銀行はどこですか」と電話があった。その後、銀行員を名乗る人から電話があり、「今日は窓口が混んでいるので、携帯電話を持ってスーパーのATMに行ってください」と言われた。本当だろうか。

【アドバイス】
市役所などの自治体、税務署、年金事務所などの職員を名乗り、医療費や税金などの還付金があると言って無人ATMに誘導し、お金を振り込ませようとする不審電話に関する相談が、多数寄せられています。医療費などの還付金が、ATMで支払われることは絶対にありません。また、ATMには、キャッシュカードを使って還付金を受け取る機能はありません。このような電話があった場合、相手に教えられた電話番号にかけ直すのではなく、当消費生活センターや警察に相談してください。

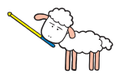
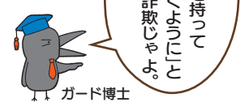
【お知らせ】
■消費者問題講演会
と　き　10月28日（金）13:30～15:30
ところ　いべんとほーるわらべ館
内　容　「電力会社のかしこい選び方」
「食品ロスの現状と削減の取組」